

BSI family 講師会員規定：一般社団法人ボディセンス・インスティテュート

本講師登録規定（以下「本規定」という）は、一般社団法人ボディセンス・インスティテュート（以下「BSI」という）と BSI 講座を受講・修了した者（以下「講師会員」という）との関係において適用するものです

【第 1 章 講師会員】

第 1 条（講師会員）

講師会員は、BSI の活動方針に賛同し、本規定を承認した上で、本規定で定める全ての手続（以下、「講師登録」という）を完了した者をいいます。BSI 講師会員が講師活動をする上では、必ず講師登録を経なければならないものとします

第 2 条（講師会員の資格）

講師会員の資格を有する者とは、BSI の各種講座を修了し、実技・筆記ともに修了試験に合格し、講座ごとに別途定める規定の課題を提出し認定された者とします

第 3 条（講師会員の活動内容）

講師会員は、以下の活動を行うことができます

- (1) BSI の認可したスタジオ・施設などでの講師活動
- (2) 講師会員に限定した、各種講習会・勉強会への参加
- (3) BSI の主催する各種イベントの企画・参加・講師活動
- (4) 講師会員の交流会・サークル活動・野外活動への参加

【第 2 章 講師会員の行動規範】

第 1 条（活動における指導内容について）

講師会員が講師活動をする場合には、各々の修了した講師養成プログラム講座内容で習得した内容を逸脱することなく安全に配慮し、指導にあってください

【第 3 章 講師会員資格の喪失】

第 1 条（除名）

講師会員が本規定に定められた事項を逸脱し、指導者として相応しくない行為をした場合には、登録失効を決定します

第 2 条（講師会員資格の喪失）

講師会員は次の各号に当該するにいたったときには、その資格を喪失します

- (1) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
- (2) 更新手続きを怠った場合（妊娠出産等の理由がある場合は休会届けを提出）
- (3) 指導内容に BSI の定める指導範囲を逸脱する行為がみられたとき

【第 4 章 会費】

第 1 条（年会費）

- (1) 講師会員は、別に定める年会費を所定の方法に従い支払わなければなりません
- (2) 年会費は翌 1 年分を 1 2 月末までに振込とし、金額は年間 1 万 2 千円（税別）とします

(3) 年会費は、各プログラムのライセンス使用料・講師登録制度の整備・運営費・損害賠償保険費用とします

(4) 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還できません

第2条 (BSI 加入損害賠償責任保険の適用)

講師会員は、BSI が団体加入している損害賠償責任保険を、各自のクラスに適用することができます。ただし、保険適用は、以下の各条件を満たす場合に限りです。

- (1) 講座開催者が、講師会員資格を有するものであること
- (2) クラス開催の際に「事前レポート」「事後レポート」の提出を行うこと
- (3) 第2章 第1条に定める通り、各プログラムに準ずる内容を行うこと
- (4) 講師会員年会費を指定期日までに納入していること

[第5章 損害賠償]

第1条 (損害賠償)

講師会員が、本規定及び本規定に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって BSI が損害を受けた場合、当該講師会員は、BSI が受けた損害を BSI に賠償しなければなりません

前項の規定は、講師会員資格が喪失されても継続されます

[第6章 その他]

第1条 (規定の追加)

本規定に定めのない事項で、必要と判断されるものについては、BSI の判断の下、順次定めることとします

本規定は、2020年1月1日より発効します

本契約締結にあたり、本規定に同意します